

第 29 回 MOF・NGO 定期協議議事録

日時 2005 年 6 月 27 日（月）15:00～18:00

場所 財務省・中 422 会議室

議題

- 1.カンボジア国道 1 号線改修事業における ADB の対応について
- 2 ネパール・メラムチ給水プロジェクトにおける JBIC と ADB の対応について
- 3.サハリン フェーズ 2 プロジェクトにおける JBIC と EBRD の環境社会配慮について

出席者：（敬称略、順不同）

【財務省国際局】

開発機関：木原（隆）課長、水野補佐、日向補佐、渡辺係長、味園係長、宮田係長

参事官室：石井参事官、中野補佐、牧野係長

【NGO】

後藤（メコンウォッチ） 神崎、村上、篠原（以上 FoEJapan） 田辺、藤沼、坂本、LEE（以上 JACSES）

1. カンボジア国道 1 号線改修事業における ADB の対応について

1. カンボジア国道 1 号線改修事業における ADB の対応について

後藤：まず、背景の説明をする。ベトナムのホーチミンからプノンペンを通りバンコクまで続く幹線道路の改修事業が行われている。その内、カンボジア国内の 105 k m 部分の改修事業に ADB が融資を行った。この改修事業は昨年の 10 月にほぼ終了しているとのことである。この事業の融資契約には、3 つの方針が書かれている。まず、第一に影響住民が経済面・社会面で将来悪影響を受けてはいけないということ。第二にプロジェクトによって収入が減ったり、生活水準が下がってはいけないということ。そして、最後に補償を受け取る資格に土地への法的な権利は不要ということと、土地収用にかかる補償額には再取得価格が支払われるということだ。

これらの点を含めてカンボジア国内の手続きが ADB の非自発的住民移転政策の要件と矛盾する場合は、ADB の要件が適用されるということも融資契約に書かれている。融資契約は 1998 年に結ばれているが、次の年の 1999 年に、国道 1 号線の中心線から 30m ずつ、両側全部で 60m 以内は国有地である、というフンセン首相による首相令が出された。宣言された国有地内に住んでいる人たちは「違法居住者」であるということが発表された。昔から住んでいる人たちは突然「違法居住者」になったわけである。さらに 2000 年に経済財務省が、これらの「違法居住者」が移転する際には補償金を支払わない、と発表した。融資契約は 1998 年に結ばれているのでこれらは適用されるべきではないが、2000 年に 1000 世帯以上の移転が行われたが、適切な補償は支払われず、移転地も与えられなかったため、現地では深刻な貧困化が起きている。

現地で ADB 職員から聞き取りを行った結果、上記の三つの方針を柱として融資契約で合意した移転行動計画（CRAP）の内容が、その後カンボジア政府によって移転実施計画（CRIP）の中で変更されていた。被影響住民には適切な補償費が支払われず、移転に伴って貧困化し、土地なし住民になってしまっている人達もたくさんいることが NGO によって確認されている。2000 年の半ばから現地 NGO が ADB に対しこの問題を訴えかけているが、ADB は十分に対応をしてこなかった。2002 年半ばには移転実施計画（CRIP）の中身が合意した内容と異なるということに ADB は気が付き、ADB はカンボジア政府に対して監査を行うように言ったが、カンボジア政府はコストがかかるからという理由で合意をしなかったそうだ。ADB は適切な対処をするようカンボジア政府に対応を任せただが、2005 年の今になっても対策はとられていない。

去年の 11 月に ADB はようやく監査を始めたが、これは ADB の資金で行われている。当初の補償費との差額の払い戻しや、苦情処理委員会を新しく設けてそこで住民からの苦情を受け付けて救済処置をとることで、適正化を図ろうとしている。この監査結果の中で、カンボジア政府へ対策案の勧告を行っている。この勧告が、融資契約や ADB の非自発的移転政策の遵守の上で重要になるので、現地 NGO と共に融資契約や RRP に立ち戻って勧告を行うように ADB 事務局に訴えてきているが、これまで明確な返答はなかった。ただ、先週、ADB 事務局からこれらに関する返事が来たので、ここでの質問を若干変更させていただく。

質問 1：プロジェクト実施後、権力者による土地収用のため、道路の周りの土地が高くなっており、土地所有権を持っていない住民はかなり弱い立場に置かれている。生活が維持・改善されるという点では、土地の所有権を持っていることが非常に重要な要素を占めるので、この点を確保するためにカンボジア政府へ働きかけるよう、ADB に言っている。

補償費の差額の払い戻しの単価の件だが、これは ADB から 1997 年から 2000 年にかけて単価の大きな変更はないという返事を頂いた。この点についてはまだ確認できてないので、今回は質問を割愛させていただく。また、5 年間の支払いが遅れていることに対する遅延利息に関する質問だが、5 年間補償が支払われなかったことで住民は非常に苦しい状況に追い込まれている。よって、別に追加して補償費を支払うなどの対策を取るべきだと考える。これに対しては、ADB 事務局から遅延利息を支払うのではなく救済プログラムを考えている、という返答をもらった。この点に関しても、どういう具体的内容になるかということを ADB 側へ確認する必要があるため、今回はこの質問も割愛させていただく

したがって、今回は土地の所有権に関してだけ質問する。土地の所有権だが、RRP や移転行動計画（RRAP）には、無償で土地の権利が付与されることが明記されている。ところがカンボジア政府が提出してきた移転実施計画（CRIP）には書かれていない。カンボジア政府は、土地の供与は無償でなされることに合意していたにも関わらず、監査結果に対しては、土地の所有権は住民が買い上げなければならないと言っているそうだ。ADB 職員からの聞き取りによれば、ADB はカンボジア政府が変更を加えた移転実施計画（CRIP）の中身を間違えて承認してしまった。そのため、今になってカンボジア政府に対して強く言えないのではないかと私達は感じている。なぜなら、同じ国道一号線で JICA が改修調査を行っている区間があるが、この区間では土地の所有権は無償で供与されることがカンボジア政府との間で合意されているからだ。ADB 融資によるこのプロジェクトだけカンボジア政府に強い姿勢を示せないのは、ADB

自らのミスであって、その結果、住民に土地の所有権が与えられないというのはおかしい。ADB 事務局は、カンボジア政府に土地の所有権を与えるように働きかけると言っているが、働きかけるだけではなく、やはり約束するべきだと思っている。この点に関する財務省の見解をお聞きしたい。

質問の 2 は、1000 世帯以上移転した住民がいたにもかかわらず、カンボジア政府が所持している補償者対象リストには 750 名しか掲載されていないと ADB の専門家から聞いている。カンボジア政府は、750 名以外のリストは紛失してしまったと言っていると聞いている。この 750 名以外がいったい誰であったか、どういう資産を持っていたかを特定できずにいる中で、2005 年 6 月 30 日に融資の支払が完了すると聞いている。我々は、レバレッジとして、適切な対応がとられるまで融資の保留をすべきだと考えている。また、ADB 自身が同様の問題を抱えるプロジェクトとして特定しているプロジェクトが国道 1 号線以外にも 6 つある。適切に補償が支払われなかったり、カンボジア政府が勝手に内容を書き換えたりしている中で、国道 1 号線に対する適切な対応がとられるまでは、新しい住民移転を伴うようなプロジェクトへは融資をすべきではないと考える。この点に関する財務省の考えを伺いたい。

MOF 日向：質問が改定されているということだが、我々が事前に頂いたリストにないものや、ADB に問い合わせたが答えが返ってこないものもあるので、全ての質問に答えること出来ないことを予め了解いただきたい。質問に、ひとつひとつ回答していくと、NGO から ADB に対して要請がいくつかあって、その中で無償の土地を供与することを働きかけていく、というのが ADB の回答である。ADB とカンボジア政府との間で合意した計画には、土地の無償補償計画があって、実施計画になったらそれが抜けていたということだが、実施計画に ADB が関与していたかは分かっていない。初めに合意していた計画が、カンボジア政府が ADB に断りもせずに変更していると聞いている。

後藤：変更があったものを ADB 自身が読んでいるにもかかわらず承認を出してしまっている。我々の理解としては、ADB がきちんと読んでいないのだと思うが。

MOF 日向：それは我々が聞いていたことと違う。

後藤：「移転実施計画（CRIP）の承認をもって融資のエフェクティブネスが出る」と ADB の職員の方から聞いている。そのため、知らずにいたというよりは、間違っただけで認めてしまった事実だと思っている。

MOF 日向：もう一度 ADB 事務局に確認する必要がある。我々が聞いている話では、最初は合意して計画ができたがその計画自体もカンボジア政府が勝手に変更して実施してしまっている。ここに ADB の関与があったかどうかは、我々としては分からない。

後藤：おそらく内容は二回変わっている。移転行動計画（CRAP）と移転実施計画（CRIP）との間、そして CRIP と実際の実施の部分との間である。実際の実施の部分における変更のことは ADB も知らなかったと思う。カンボジア政府が変えた移転実施計画（CRIP）は、何度も修正を加えているので、その都度 ADB が何度も見ているはずだ。CRIP への承認が出てから、融資がエフェクティブになるということになっている。

MOF 日向：その ADB の承認は誰に聞けば分かるか。

後藤：ADB の専門家によれば、移転行動計画（CRAP）があって、それに肉付けする形でカンボジア政府が移転実施計画（CRIP）を作る。それを以って融資を効果あるものにしようということだったと聞いている。

MOF 日向：98 年に合意して 99 年にカンボジア政府が計画を新しく作ったと聞いている。これを ADB が 99 年に承認している。ここは私のほうで確認したい。計画が間違っただけで承認してしまったということの事実関係は分からない。あと、土地の補償に関して今働きかけていることに対して、ADB もカンボジア政府に働きかけ、カンボジア政府も ADB の意見を聞いていて、まだまだ問題があると思うが、少なからず改善してことは確かである。ADB が働きかけを行っているということで、懸念されるのはどれだけの働きかけを行っているのかということや、ADB がどれだけ働きかけの効果があるのかということだが、ADB としても自らも有言実行したいと思っているものだと思っている。

後藤：先週の ADB の事務局からの回答によれば、ADB の非自発的住民移転政策には土地の所有権まで無償で供与するとは書いていない、という。ただ、この回答では RRP や RRAP が土地の無償供与に言及しているということには触れられていない。ADB は実際に自分たちでこういった文書に書いているので、我々としては「働きかけを頑張る」というよりは、「認めさせることに ADB の責任がある」と強く思っている。実際に他のプロジェクトでも土地の無償供与は可能になっていることなので、カンボジア全体で不可能ということではない。もっと強い働きかけが必要なのではないかと感じている。

MOF 日向：おっしゃった点は確か ADB の回答にあるが、ADB 事務局としては実施していると思う。加盟国に対して ADB が働きかけて、すぐに実施されるという問題でもない。あとは、ADB もいろんなところに働きかけを行って体制的にはカンボジア政府にやってもらう、それがどの程度の期間なのかということとは私も言えないが、ただ少なくともそういった努力は行ってきたし、そういう努力は実になるようには ADB に頑張ってもらいたい。二番目については、実際にこういう問題になると他の国々も同じような問題があるように、住民登録の管理がきちんとなされていないと思うので、完全に補足できるのかどうかは定かでない。ただ、できるだけ ADB のほうでもカンボジア政府に働きかけてエフェクティブなコミッティーを作ってくれば住民移転の基本方針が決められるわけであり、あとはそれをきちんとやっていくことだと思う。NGO の団体が関与していたと思うが、きちんとコミッティー内部でも見ていけば良いのではないと思う。もう一つは、すでに支払いが行われるかは明確な回答がなく、事実関係は分からない。仮に支払われたとしても実際のデスクワークはほとんど終わっていると思う。そうなるとなんがいけないのかということだが、他の事業については状態がどうなっているかということは今回時間がないため調べていない。ただ一つだけ言えるのは、ADB がカンボジア政府とそれぞれの事業に関わっている住民移転問題に対応しようという姿勢はあると思うし、現実的に何がとり得る選択肢なのかは分からないが、少なくとも我々としては、こういう事業においては、ADB できちんと実施するよう見ていって欲しいと伝えていきたい。

後藤：これが移転の問題が起きた次の年での対応ならばまだ「頑張っている」という印象を受けるが、すでに 5 年も経っていて、住民の人々は苦しい状況に置かれている。それを考えると、ADB の持つ監督

責任とともに自分の政策に沿うという点においては不備があったのではないのかと思っている。頑張っていると思うが、それ以上に働きかけていくべきではないかと思う。

神崎：私は ADB のカンボジアの CSP については、よく分からないが、新規事業を ADB がカンボジア政府に対して行う時に同じような問題が起きないために、何か特別な配慮はないのか。

MOF 日向：事務局からは聞いてないが、ただ CSP の文書の中で問題があるプロジェクトがあることが記載されている。具体的に今後、住民移転が起きるかどうかわからないが、そういうプロジェクトがあるか定かではないが、予定されているプロジェクトの中には道路建設とか陸橋建設とかがあるため住民移転を伴うものはあるのではないかと。何れにせよ、ADB とカンボジア政府との問題であるし、そこは両者の中で話し合いをして対応してもらえば良いと思う。

2 ネパール・メラムチ給水プロジェクトにおける JBIC と ADB の対応について

田辺：メラムチ給水プロジェクトは、ネパールの首都カトマンズ盆地の水不足を解決するために北東部のメラムチ川から 26 キロの導水トンネルを建設して、さらにそこから浄水場・排水網を整備し、水道事業の民間への委託を行うプロジェクトで、予算 4 億 6 千 4 百万ドルのうち、ADB が 1 億 2 千万ドル、JBIC が 5200 万ドル相当の融資を行っている。しかし、現地の住民からはこれと並行して行われている道路建設における補償の問題、取水をした時の流量変化による農業への影響の懸念、水道事業を民間委託に行った時の料金の高騰や持続的なマネージメントの問題など様々な懸念を表明している。2004 年 5 月に ADB のアカウントビリティメカニズムの SPF に申し立てされ、2004 年 10 月には CRP に申し立てが行われている。12 月に、起こりうる影響と政策違反との関係性が今のところ見えないため CRP は申し立てを却下した。環境社会的な影響の問題は、今後話し合っていきたいと思っているが、今回は 2005 年 2 月 1 日にネパールで起こった政変後の状況とメラムチのプロジェクトの関連にフォーカスして議論していきたいと思っている。

2 月 1 日に国王が内閣を解散して、緊急事態宣言を発令し、表現の自由や集会の自由、拘束を受けない権利などの憲法の人権規定を停止し、国会議員、市民活動家の自宅監禁・逮捕等を行っている。直後の 2 日に日本政府、外務省は平和的解決や人権の改革を求める談話を発表している。本プロジェクト地域においては 2 月 1 日の政変以前から実質的な支配はマオイストが行っていた。業者を入れて道路建設を進めていたが、非常に工事は遅れていて 2002 年から 2004 年にかけての 2 年間にたったの 1 キロくらいの道路しか作れていない状況で、一旦業者が解任され、新たに別の業者を入れた段階だった。工事は 2 月 1 日の政変の後に中断、現地事務所が閉鎖され、最初の計画では 2007 年に完成する予定だったが 2010 年に延期されている。さらに、延期される可能性が懸念されている。4 月 21 日に工事入札において汚職があったとして、元首相と公共事業大臣が逮捕され、王室の Royal Commission for Corruption Control がこの汚職に関して調査をするという事態になっている。この件に関して 5 月 1 日に現地の日本大使館は懸念を表明している。この汚職とは別に、新聞に書かれていたが本プロジェクト地域においてプロジェクト費用の 10% をマオイストが受け取ったという報道もあった。このような動きを経て、融資機関の一つである、スウェーデン国際協力庁（SIDA）がこの事業での 500 万ドルの支払い停止を発表した。こ

のプロジェクトの最大の融資機関 ADB と第 2 位の JBIC がどのような対応を取るのかが注目される。

それで質問は 3 点ある。まず、工事入札において汚職があったとして元首相と公共事業大臣が逮捕された件に関して、融資機関である ADB、JBIC が十分な調査を行って各機関の対応を明らかにするのではないかと考えているが、財務省の見解を伺いたい。2 点目は、マオイストがプロジェクト費用の 10% を賄賂として受け取っていることに関して、ADB、JBIC は調査を行って、見解と対応を明らかにすべきではないかと思うが、財務省としてはいかがか。3 点目はこのプロジェクトはこれまでも延期をしており、かつこのような紛争状態では、今後継続していく可能性が危ぶまれているが、我々としてはこのプロジェクトを一旦白紙に戻して、ネパールの市民と民主的に話した上で、カトマンズ盆地の水不足を解決するためにどのような策をとれるかを見直すべきではないかと考えている。本プロジェクトの継続可能性を財務省としてはどのように考えているかをお聞きしたい。

MOF 日向：質問 1 から答える。ADB は、逮捕された事実が判明してから、ネパール当局に本件に関する情報提供をお願いしている。その後、汚職調査を担当する Office of General Auditor という部局、つまり監査部が ADB の中にあり、ミッションが 5 月の終わりから 6 月の初めにかけて現地の調査を実施して、プロジェクト関係者と面会して情報収集をしている。今回の汚職に関して、報道ベースでは汚職の容疑やエンジニア経費での見積もりの水増しの疑いや、落札者のジョイントベンチャーパートナーに関する入札プロセスとある。現在、監査部ではミッション中に収集した情報の分析や入札書類をもう一度精査中で、一連の調査が終了したら何らかの形で、関係者に通知すると回答を得ている。従って ADB が可能な範囲で調査を行っていて、その結果をまとめている途中であり、将来的には何らかの形で発表すると認識している。JBIC のほうだが、ネパール政府や各融資機関と十分な情報交換を行って状況の把握に努めていると聞いている。今回の話は ADB の担当部分で起きていることであるが、JBIC の担当部分における今後の工事でも適切な入札が行われるよう管理していくとのことである。

質問 2 について、ADB 事務局と JBIC に確認したところ、メディアの一部が 10% の賄賂などの報道を行っているということは事実である。しかしながら、これまで彼らが認識しているところでは、プロジェクトの費用の 10% がマオイストに支払われているというような事実はない。ADB の方ではプロジェクト資金の不正流用に対しては断固とした対応を取ることとなっており、本件についても、プロジェクト関係者にマオイストに支払われた形跡や情報があるかないかということを確認したところ、そういう証拠は見つかっていない。

田辺：報道された事実がないということか？

MOF 日向：マオイストに金 flowed という事実は見つかっていないということである。JBIC は、平素から、資金の適正な使用を確保するため、貸付に当たっては必要なチェックを行っている。本プロジェクトに関する貸付に関しても報道にあるような事実は確認されなかったと聞いている。

MOF 中野：質問 3 のマオイストと政府との間の論争で、工事が中止していたということであるが、確かにマオイストからの脅威が高まったということで、この事業が 3 月から 5 月の 2 ヶ月間、工事が中止していたということは事実だと聞いている。しかしながら 2 ヶ月間工事を中止していた間に、政府間とマ

オイストの紛争があったという事実は承知していない。こういった状況を見ながら、5 月の中旬からプロジェクトの工事は再開していると聞いている。ADB にしても、JBIC にしても、こういう状況の中で融資機関同士の情報交換、ネパール政府との情報交換を通じて現地情勢には十分に注意を払っていきたいと思っている。

田辺：質問 2 のマオイストがプロジェクト費用の 10% を賄賂として受け取っているのではないかという報道に関して、確かに私が ADB 担当者と話した段階でも公式には認めていないという返答であったが、反政府を掲げるマオイストの支配地域で工事が行われている現実をどう理解するかという問題がある。そこにはマオイストの何らかの取引が行われているのではないかと考えないと、なかなか説明がつかないのではないと思う。新聞記事のみならず、現地で実際に村人から聞いた話によると、マオイストが賄賂を受け取っているとの証言もあった。一方的に政府からの情報のみを聞いていても、それはないと彼らとしては言わざるを得ないので、きちんとミッションが現場に入れないような状況、現地の村人が民主的なプロセスにおいて声を上げられない状況で、わずか 9 億ドルの国家予算のネパールがその半分の 4 億 6 千万ドルの巨額なプロジェクトを行うことに無理があるのではないかと考えている。

ナムトゥン 2 の時においても小国における巨大なインフラプロジェクトという中で、そこには様々なリスクがあって、こういった形でネパールでは政治的なリスクとして出てきている。小さな国における巨大インフラは果たして妥当なのかと考えてしまう。このような状況にも関わらず、先日、世銀のネパールのカントリー・ディレクターの大橋さんという方がこのネパールで、95 年に世銀が撤退したアルン 3 ダムから世銀が撤退したのは間違いであった、と現地で発表されていた。アルン 3 ダムからの撤退を決定をしたウォルフェンソン総裁が辞めた直後に、アルン 3 ダムからの撤退は間違いであったと表明する姿勢はいかかなものかと思う。

MOF 日向：マオイストの支配地域でマオイストに取引しなければ事業が進められないという証拠はあるのか？

田辺：それはない。

MOF 日向：私がネパールのその地域のことを隅から隅まで知っているわけではないが、同じような状況におかれているアフガンにおいて、そういう状況が起こっているかということ、おそらくそうではない。我々が現地で直接確認しているわけでもないで、そういった可能性が絶対ないとは言えないが、直接彼らが被害を被っていない限り、何もないと考えるのが通常ではないかと私は思う。何れにせよ、お互い推測だけで議論することに意味はない。あと、世銀の話が出てきたが、私も初めて聞いたので分からない。世銀の大橋さんはどういう状況で発言されたのか？

田辺：ネパールのカントリー・ディレクターである。この発言は現地の新聞報道で掲載されている。

MOF 日向：世銀として発表したのか、大橋さん個人として発表したのか？

田辺：大橋さんが言ったとしか書いていない。正式な世銀の発表はない。

MOF 日向：大橋さんが個人的に言ったのかもしれないし、大橋さんが言ったことがそのまま載っているのか、それとも何か誤解されて載っているのかは分からないので、コメントしようがない。

田辺：いずれにしても、質問 1 の汚職に関して今後も色々な結果を報告してもらいたい。そもそもの環境社会影響といった部分に関しても引き続き議論させてもらいたい。

MOF 日向：巨大プロジェクトのリスクと言っていたが、リスクがあるとすればそれを良く見ていくことが必要だと思う。リスクを出来るだけ正確に把握して、それを軽減してやっていくということだと思う。リスクがあるから出て行ってはいけないということではない。

MOF 石井：大型プロジェクトが成長に及ぼす効果に対する理解がもっとあってよいのでは？すなわち大型プロジェクトを通じて成長することが貧困削減に繋がるというチャネル正当に評価すべきであると思う。

田辺：2点付け加えるとすれば、例えばこのプロジェクトにおいてはもともと 2007 年に完成する予定が、工事の遅れから 2010 年になり、今回の遅れを見越せばさらに遅れる可能性が高い中でそのプロジェクト費用がかさんでいる。これらの費用は税金でまかなうか、もしくはプロジェクトの水道料金によって補う必要があって、結局こういった政治的な問題でプロジェクトが立ち往生してしまった場合に、誰が払うかということになると、その国の国民であり、水道を利用する人たちである。政治リスクを考えていると思うが、今回のケースだとしわ寄せが国民にいつてしまうのではないかと、私は懸念している。

MOF 石井：では、カトマンズの人たちにどう水を供給するのが良いと思うか？

田辺：それはもちろん何らかの解決をしなければならないと思う。果たしてメラムチしかないのかという点は私も調べきれてないので、こういうオルタナティブがある、といったデータを出すのは今の段階では難しい。

3.サハリン フェーズ 2 プロジェクトにおけるJBICとEBRDの環境社会配慮について

村上：このプロジェクトは、何度もこの協議会で議論しているので、プロジェクトの詳しい内容は省く。このプロジェクトが立ち上がってまもなく、90 年代後半から先住民族から漁業資源に与える影響への懸念があった。地域の特殊な自然環境から、希少な野生生物や植物に与える影響、油流出の懸念などが上がっている。フェーズ 2 プロジェクトは日本と関係性が非常に強い。事業者の中にも 45% 日本企業が入っている。JBIC が 2000 億円の融資を検討しており、日本が拠出している EBRD も融資を検討している。生産物の大半が日本に輸出されるということで、日本の関与が非常に深いプロジェクトである。こうした中、環境配慮を高めようという共通な目標が様々な立場から上がり、昨年 10 月に JBIC がサハリンの環境フォーラムを立ち上げた。5 月までほぼ月 1 回程度の割合で開催された。また、モスクワでは 5

月にプロジェクトの事業者であるサハリンエナジー社と NGO の間で会合が持たれた。始めてシェルのモスクワ代表や三井物産、三菱商事が参加した。その後、5 月 21 日から 24 日まで EBRD の総会があった。この総会の場でもサハリン プロジェクトがもっとも長時間取り上げられた議題であった。「このプロジェクトは前に進めばさらに問題が出てくる」という EBRD のルミエール総裁の言葉に非常によく表れている。新たに陸上のパイプラインの建設が進んでいるが、その工事が元々決められている作業方法に反しているのみならず、ロシアの法令にも違反していることが、今回新たな問題として上がってきた。

では、質問に入る。融資のテクニカルな質問であるが、協調融資ということで、これまで EBRD、JBIC、アメリカ、イギリスの公的融資機関が環境面において、共通のコンサルタントを雇い情報を共有して確認を共同で行ってきた。今後、融資の判断も共同で行うのかどうか質問したい。

2 番目の質問は共同で行っている環境配慮の確認について、各国で上がっている多岐に渡る問題の中で、各行の間に優先事項、関心事項に若干違いがあると聞いている。JBIC と EBRD の取組みにおいてサハリンエナジー社に対する働きかけに、もし違いがあるのなら、把握している範囲でお聞きしたい。

質問 3 は、サハリンには日露渡り鳥条約で保護が規定されているオオワシとかシギ・チドリといった重要な鳥類の繁殖地があり、日本で懸念の一つとして挙げられている。専門家はすでに出ている環境評価の検証を行って、その検証結果を事業者に伝えている。パイプラインの建設にあたって、5 月の NGO との会合の中で事業者は請負業者のコントロールを失っていることを認めて、今後パイプラインルートの変更を含めた検討を行うことになっている。デザインの変更が生じた場合、それに伴い他に懸念されている野生生物に与える影響が考えられる。こうした状況の中、二次的な問題が起こらないような対策を併せて講じていく必要があるのではないか。実際、サハリンエナジー社に対して JBIC や EBRD が何らかの具体的な対策を求めているのであれば、お伺いしたい。

質問 4 は、北海道を中心に日本の中でも懸念されている油流出対応計画について、ロシアとの契約上、生産作業の 6 ヶ月前に完成すればよいことになっている。タンカーの流出事故の対応、関係国の通報体制など様々な問題がある中、完成したものが融資の検討対象にならないというのは問題であると懸念されている。流水期の油流出の対応に関しては、国際的に確立されたものがない状況だ。一つ一つ詳細を確認できて初めて融資の判断が下せると考える。この問題についてのご意見をお伺いしたい。

最後に、JBIC の環境関連フォーラムに関して、EBRD はプロジェクトに問題が多いため、現段階で融資を判断できる状況にはないと発言したことが先日報道され、この夏に予定していたパブリックコンサルテーションが行えない状況であると聞いている。この状況を踏まえた上で、今後予定されていた EIA のアデンダムの公表時期が遅れると予測される。JBIC のフォーラムの中で挙げられた懸念に対して、具体的な回答として返ってきていない部分の大半は、アデンダムの中に入ってくるのでアデンダムを見てほしいということだった。だが、パイプラインなど新たな問題が出ている中、アデンダムの公表が先延ばしになる状況を見ると、多くの人々が参加したフォーラムの中で議論が進んできたのだから、アデンダムが公表されるまで事業者の対応を待つよりも、積極的に日本から懸念している実行に対する策を練っていく必要があるのではないかと思うが、考えをお聞かせ願いたい。

MOF 水野：順にお答えしたい。質問 1 については、環境関連について共通のコンサルタントを雇用して、共同での審査・検討を行っている。その後、融資機関ごとに個別の審査手続きに基づき、個別に決定がなされるものと承知している。

質問 2 については、各融資機関が緊密な情報交換を行いつつ、共同で融資の審査・検討を行っており、JBIC と EBRD との間で、あるいは他の融資機関との間で、働きかけの事項や方法に大きな違いがあるとは承知していない。EBRD の人がどのような発言をされたのかは承知していないが、今回 EBRD に確認したところ、各機関には独自の政策があり、それぞれの手続や要求事項がある一方で各機関の政策はうまく連携されている、唯一の違いは、広い意味ではあるが、各機関それぞれ、より高い関心を有している個別問題があるかもしれないという点であるが、この場合には、それぞれの問題について、一番高い基準が全ての融資機関に適用されるということではないか、との回答をいただいたところである。働きかけには大きな違いがあるわけではない。

MOF 中野：質問 3 は様々な要素が入っているので、全部答えられるか分からないが、JBIC と EBRD に確認したところ、サハリンエナジー社が陸上パイプラインのデザイン変更を決めたという事実は確認していない。パイプラインのルート変更があるか、ないかに関わらず、サハリンエナジー社は日露渡り鳥条約で規定されているような希少な鳥類に加え、その他の生物についても現地での調査結果を EIA のアデンダムの中で可能な限り説明をしようとしている。さらに、今後の長期的な環境影響緩和策やモニタリングの点についても生物多様性行動計画（バイオダイバーシティ・アクションプラン）の中で、監視・モニタリング等を行うと言っている。当然、財務省としても陸上パイプラインの建設工事の話も含めて、サハリンエナジー社が建設における適切な環境配慮を確保するのが重要だと思っていて、そこは引き続き注視していきたい。

質問 4 は油流出対応計画の話だが、JBIC から聞いたサハリンエナジー社の動きとしては、近いうちに公開を予定している EIA のアデンダムの中で、油流出対応計画(OSRP)の内容をある程度公表する予定と聞いている。JBIC、EBRD というのはまさにアデンダムの中で紹介される油流出対応計画の内容をよく見ながら、審査を行っていくと認識している。私どもとしても油流出に関する関心というのは、北海道の漁業関係者等の関心も高いと承知しているので、この分野についてもしっかり JBIC や EBRD がアデンダムの中身を見て審査・検討することが重要だと考えている。

質問 5 は JBIC が行っているフォーラムに関するものだが、JBIC からは、アデンダムが公開された後には、サハリンエナジー社は一定の期間をおいて東京ないし札幌でステイクホルダー・ミーティングを開くことを予定していると聞いている。このミーティングには事前にアデンダムの内容をよく見て何か足りないところがあれば、ミーティングに出てサハリンエナジー社に対して意見を言うことができることになっている。JBIC もこのミーティングに参加すると聞いていて、これまでのフォーラムで様々な意見を参考にして JBIC としても言うべきことはサハリンエナジー社に言う考えであると聞いている。

村上：質問 1 に関して、これは、この問題に取り組んでいる海外の NGO にとっても関心事項である。各行の環境配慮の審査はアデンダムが公開される時点まで共同で、その後に関しては各行独自のものになると考えてよいのか。

MOF 水野：融資決定についてだが、例えば EBRD は理事会審査にかけて理事会で賛成をとるというプロセスがあるが、そこは通常の EBRD のプロジェクト承認の手続きに則ってやるということである。JBIC なら JBIC の手続きに則ってそのプロジェクトを承認する。各融資機関が本プロジェクトへの融資を決定する際には、その組織内の所定の手続きがあってそれに従うということである。例えば、各融資機関が集まってサハリン プロジェクト承認会議といった類のものがあって、その場で一緒に融資の可否を決定するというわけではない。環境社会面の審査についても、審査・検討の過程で共通のコンサルタントを雇っているということはあるが、最後は各機関毎に決定をする。

MOF 石井：最終的な融資決定がそれぞれの機関にあるというのはある意味当たり前のことなので、わざわざこうした質問をされた意図は別にあるのではないか？

村上：EBRD の総会では各国から NGO が参加し、環境部門のスタッフや総裁、理事と議論を行っているので、EBRD の融資における立場について共通の認識が出来ている。一方、JBIC に関しては言葉の問題もあるが、海外の NGO とは十分にコミュニケーションをとれていない部分があり、JBIC は外から見て何を考えているのか分からないところがある。例えば、フォーラムの中でも回答されたのはサハリンエナジー社の環境対策であり、考え方である。JBIC がこの問題に対してこう考えているので、事業者に対してこのように働きかけている、ということが、全く聞かれない。4 月にはサハリンの州知事が来日直後の記者会見で「JBIC から 40 億ドルの融資の承諾を得た」と発言したという記事がモスクワと日本の新聞でとり上げられたこともあった。その時も海外の NGO から JBIC の融資についての問い合わせがあった。JBIC の融資プロセスに関して、見えない部分が多くある。

MOF 中野：EBRD は慎重にやっているが、JBIC は裏で隠れて約束しているのではないかという、懸念があるということか？

神崎：そうではない。それは誤報だということは明らかになった。ただ一番と二番の質問はリンクしている。EBRD の総会に行って、総裁をはじめ各国の理事が懸念している。一方で JBIC は本当に懸念しているのだろうが、返ってくる答えはアデンダムを見てくださいということだけだ。それは温度差があるように思える。先ほどの関心事項、例えばクジラにしてみれば IUCN に独立パネルの審査として対策を進んでいる。一方で日本が関心のあるオオワシ、あるいは漁業というものに関しては進んでいない。一応、懸念はあげられて、それに対してフィードバックは返ってきているが、そこまでしか行われていない。そのあたりで融資機関の温度差はあるのではないか。

MOF 石井：コミュニケーション能力の問題では？EBRD と JBIC の考えに大きな違いがあるのではなく、EBRD も JBIC も同じものを共有して、同じことについて考えて、高い所に基準を揃えていくという方針なので、EBRD は心配をしているが、JBIC は心配していないというわけではないと思う。同じものを同じように心配しているし、見ていると我々も思っている。しかし、皆さんが指摘したような意見があるのももう少しちゃんとコミュニケーションしたほうがいいと JBIC に伝えることが必要かと思う。

村上：先ほど質問 3 で挙げた鳥類の保護対策において、具体的な対応を取るには手遅れになるのではと

思う。先ほど陸上パイプラインルートの変更を決めたという事実はないと言われたが、請負業者のコントロールを失っていることを認め、問題が解決するまで、工事を一時停止し、今後変更を含めた対応を行っていくと言っているのだから、可能性としてルート変更はあると見ている。こうした場合、あらゆる影響を同時に考慮していく必要性が感じられる。アデンダムに反映されたり、生物多様性行動計画が作られているという状況は理解できるが、実際に本当に対応が取られているかは分からない。

MOF 水野：ルート変更の決定がなされているという話はサハリンエナジー社からあったのか？

村上：サケの産卵する重要な川にダイレクトに影響を与える場合、ルート変更を検討するという話がサハリンエナジー社からあった。川の問題に関してはアメリカのワイルドサーモンセンターという NGO が、実際に現地に入って今後検証を進めている。EBRD の総会でも、ワイルドサーモンセンターの今後の提案を重要視すると言っている。その提案次第でもあるが、変更も十分に考えられる状況だと考えている。これは陸上パイプラインについてだが、すでにコククジラの影響を回避するために海底パイプラインのルート変更がされたが、海底パイプラインが陸上に上がり、陸上パイプラインとつながる部分にオオワシの営巣地があって、影響を与える可能性があるというコククジラの専門家から聞いた。今情報収集を行っているが、事業者がその情報公開をサハリン島のみで行っているのだから、まだ入手できていない状況にある。オオワシに関する懸念は日本が中心に挙げてきたが、このように情報が入ってこない。ルート変更が行われることによって、新たに影響が起こるとするのは問題だ。実際に専門家の方たちが調査に入り、一緒に検討できるような対応が必要ではないかと思う。

油流出対応に関して、どこまで見ればよしとするかは専門的なことになる。実際に対応計画が出来た後にまた何か言うというよりも、実際に JBIC の環境フォーラムの中でオホーツク海や流氷について専門的知識を持つ方が参加して色々と言・質問している。海外の企業が判断するのには限界があると思うし、専門家の方たちに作成段階から入ってもらって色々と言をまとめていく必要があるのではないかと。サハリンエナジー社がアデンダムを出すまで、こうした日本の専門家が提起してきた議論をストップさせておくのは疑問だ。事業者の環境影響評価に関して、IUCN の独立パネルがコククジラに与える影響の審査を行った時、新たな情報をサハリンエナジーに求めた所、その情報も環境緩和策を講じるためには十分ではないと評価された。このような状況からも、サハリンエナジー社の情報収集能力の不十分さを感じる。今回の陸上パイプラインの工事のように言われていた工法が守られていないといった状況も起こり得るので、事業者が今後出してくるアデンダムを待って検討するのではなく、積極的に事前検討する為にフォーラムの場を活用し、議論を進めて具体的な対策を事業の中に組み入れていくべきではないのか。そのような対応が、今後 JBIC のフォーラムにおいて考えられるか？

MOF 中野：その点に関しては、これまでフォーラムで出てきた意見・情報を JBIC として整理しつつ、最大限サハリンエナジー社に伝えている。これに対してどのような応えるかは現在サハリンエナジー社が検討している最中である。その検討も踏まえてアデンダムが出た際には、その内容に対してサハリンエナジー社に対して直接意見を言う機会はあるし、その機会を活用しようというのが今の JBIC のスタンスであると聞いている。

村上：度重なる会合の中で、JBIC の担当者の皆さんに様々な方が懸念を伝えてきているが、JBIC から

サハリンエナジー社にどのように伝わっているのかという点において懸念を抱かざるを得ない。モスクワで開かれたサハリンエナジー社と NGO の会合の際、オオワシやシギ・チドリといった鳥類の問題点を挙げた。サハリンエナジーの広報担当からは、「オオワシに関して色々な問題があるとは聞いているが、シギ・チドリに関しては生息地に影響を与えるとサハリンエナジー社は思っていない」という回答が戻ってきた。今まで挙げてきた情報量を考えると、サハリンエナジー社に懸念や問題点が伝わっているとは思えず、ショックを受ける発言であった。また、油流出に関しても日本に関係の深い地域だということで、97 年のナホトカ号の事件などで油流出対応に直接関わった方々があのような状況を二度と起こしてはならないと、これまで JBIC に対して懸念を挙げ続けているが、モスクワの会合で議長を勤めたシェルの代表は、「日本でナホトカのような大きな油流出事故が起こったということは知らなかった。日本の技術は高いものだと考えているし、日本でそのような意見はぜひ取り入れていきたい」と言っていた。そういう話を聞くと、とてもこれまで挙げてきた懸念がサハリンエナジー社に十分伝わっているとは思えない。向こうが出してくる情報を待つより、日本から積極的なアプローチの仕方があるのではないかと思う。

神崎：これは融資機関の環境社会配慮のチャレンジという気がする。融資機関は事業者が出した環境社会配慮が出来ているかどうかを見る立場だと思う。ただ、サハリン に関してはその域を超えてそのアデンダム、もしくは環境社会配慮の部分が足りないインプットしているわけだ。そのインプットをしている部分に始まっていて、その先にどこまで対策が取れるのかという所もインプットできるのか、あるいはここが足りないインプットするだけで終わるのかという所だと思う。私達はその先の対策まで JBIC なり EBRD などを通してインプットする、更に構築していく所まで目指したいと思っている。そもそも域は超えていると思うが、どの辺りが融資機関の限界なのか。融資の判断を経てきた環境社会配慮の資料を元に審査をしていく所は越えて、環境社会配慮の改善をしようということで努めていると思うのだが、それはある意味私たち自身が求めていることだと思う。更にその先の具体的な話の構築という所までお願いしたい。

MOF 水野：まず、プロジェクトにおいて環境社会配慮・対策を考えて実施していくのは事業者である。融資機関としてどこまで出来るのかということもあるのだろうが、最終的に現場で対策を実施していくのは事業者であり、彼らが主体的に考えていくことが必要。一方、今 JBIC や EBRD などの融資機関がやっていることが域を超えているかという、そうではないと思っている。もちろん、様々な案件がある中で、融資申請時点で、融資基準を満たしていないとして融資を断るというのも一つのやり方かもしれないが、この部分が足りない、この部分はもう少し突っ込んだ対策を取る必要がある、というアドバイスを行っていくというやり方もあると思う。その上で最終的に改善が足りないということで、融資できないと判断することはあると思うし、最終的に改善が図られ、融資基準を満たしたとして融資手続を進めていくということもあると思う。個人的な見解ではあるが、私はそう思う。

神崎：サハリン のアデンダムの場合、それを見てあれが足りないこれが足りないと言うよりも、一緒にそれを作り上げていっている感じだと思う。

MOF 水野：繰り返しになるかもしれないが、環境社会配慮・対策を作り上げ、これを実施するのは事業者であり、この場合ではサハリンエナジー社。最終的に責任をもってやっていくのは JBIC や EBRD な

どの融資機関ではなくサハリンエナジー社である。

神崎：だが、こういう改善が出来るのではないかと提言していくのは可能であると思うが。

MOF 水野：もちろんその通りであるが、最後に何をどのように行っていくか判断するのは事業者。アデンダムに何を書いていくか、環境・社会面に与える影響をどのように評価し、これに対してどのような対策を講じていくか、それはサハリンエナジー社が主体的に取り組まなければならない仕事である。この過程で融資機関等と様々な議論を行っているとは思いますが、基本的にはそういうことだと思う。

村上：最後にひとつ。EBRD の総会で各国の理事を訪問した際に、日本側で挙がっている問題、例えば油流出に関する対応などを話すと、「それは日本の問題なので日本政府や JBIC に話すように」と言う理事もいた。日本が石油やガスの主な購入先になるという意味でも日本がこのプロジェクトにおいて注目されていると感じた。日本の積極的な目に見える対策というものが今後プロジェクトで現れると良いと思うので、今後とも引き続き話をさせて頂きたいと思う。

MOF 水野：どちらの国の理事とお話されたのか分からないが、EBRD が本プロジェクトに対する融資を検討しているのは、日本のためのプロジェクトだからではなく、支援対象国であるロシアのサハリン地域を支援するプロジェクトとして検討しているのである、ということだけ申し上げておきたい。